平成３０年（フ）第４６７号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目18番地９　パークヒル瀬谷207
債務者　山崎　大介
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５２０号
横浜市港南区日野３丁目３番７号
債務者　神谷　明広
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５２３号
横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目38番24号　コーポシェリーヒルズ101
債務者　齋藤　　愛
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５２８号
横浜市金沢区能見台３丁目51番地１　ふれあいの街Ｊ棟1006号　中山信也方
債務者　中山　惠子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３１号
静岡市葵区羽鳥６丁目27番30―403号、旧住所静岡市葵区西草深町18番２号
債務者　工藤　俊介
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５９号
愛知県豊橋市東脇３丁目３番地の４　(303)
債務者　房前　秀和
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月21日午後２時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第５０号
愛知県豊川市平尾町井ノ間90番地　平尾住宅Ａ棟307号
債務者　河野　和子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月21日午後２時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第３５号
岡山市北区津島東４―14―24　岡山理科大学津島東研修館、住民票上の住所岡山県津山市小原９番地３
債務者　池田　茂生
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月31日午後１時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３６号
岡山市北区津島東４―14―24　岡山理科大学津島東研修館、住民票上の住所岡山県津山市小原９番地３
債務者　池田　康世
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月31日午後１時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５０号
北海道旭川市神居７条６丁目１番10号　サンコート神居２階２号室
債務者　江川　義範
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６１号
北海道旭川市豊岡５条３丁目２番５号　コーポ新宿23号
債務者　中村　　隆
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９４０号
大阪府東大阪市御厨東２丁目８番44号
債務者　中原　信子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９８８号
大阪市中央区船越町２丁目３番13―901号
債務者　大崎早百合
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定中更正

平成２８年（フ）第１９４号
福岡県久留米市東合川２丁目５番15―403号、前住所福岡県豊前市大字松江1051番地５
破産者　松下　　元
1　主文　当裁判所が平成30年１月18日になした破産手続廃止及び免責許可決定中、主文及び理由の要旨につき「主文　本件破産手続を廃止する。理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。」とあるのを「主文　本件破産手続を終結する。理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。」と更正する。
2　決定年月日　平成30年３月26日
福岡地方裁判所久留米支部